

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 97

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.97

全北海道教職員組合

2020.11.19

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑫

「職員会議等」は「正規の勤務時間内」に行う
「等」について、具体的な業務の想定はない

●「職員会議、研修等の業務」は、「通常の正規の勤務時間内」に行う

教育委員会や校長が、「学校に関する措置」として、「指針」には、「超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと」と規定されています。

3 学校に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度の対象とする教育職員が属する学校について以下の全ての措置を講じること。

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

仮に、学校で「1年単位の変形労働時間制」を活用する場合、活用する当該教員に限らず、会議や研修等はすべて「通常の正規の勤務時間内において行う」ことが必要です。

●「具体的な業務は想定していない」が、分掌会議や学年会議等も含むものと思われる

「本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務」が曖昧であり、交渉で、この点についての具体的な業務の想定を質問しました。

《道教委の回答》

国からは、具体的な業務は想定していないが、校長が勤務時間内に参加を要すると判断するもの、との見解が示されたところです。

「具体的な業務は想定していない」ということであれば、後になってからその範囲を狭めていくこともできるため、誠実な回答だとは言えません。

しかし、「校長が勤務時間内に参加を要すると判断するもの」ということですから、職員会議や研修に限らず、分掌会議や学年会議、特別支援学級の打合せなどについて、あらかじめ設定されているものについても含まれるものと思われる。この点について、実際に運用されることとなった場合の具体的な想定については、今後、規則について交渉する際に明らかにしていきます。

不適切な運用とならないようにするための措置ですから、道教委は、条例案を道議会へ提出する前に、具体的な想定を明確に示しておくべきです。